

新入生の皆様

NIPPONおもてなし専門学校

校長 鈴木 良幸

前橋校 入学のご案内

1.オリエンテーション

オリエンテーションでは、入学式のスケジュール・会場・受付場所のご案内、プレースメントテスト、

入学式に着用する制服の配布、制服着用での学生証の写真撮影を行います。入学前のとても大事な日

なので **必ず、出席してください。**

日程： **ID番号**（合格証、入学許可証に記載）でオリエンテーションの日が違います。

2021年4月1日（木）（ID番号： **150075** ～ **150271** ）

2021年4月2日（金）（ID番号： **150273** ～ **以降** ）

時間： 9：20 集合 9：30 開始

場所： NIPPONおもてなし専門学校 前橋校・本館

2.ガイダンス

ガイダンスでは、入学後のスケジュール、学校のルール、アルバイト、就職のアドバイスなど、

全員が卒業・就職できるように、2年間の過ごし方をお話しします。制服着用で登校してください。

日程： 2021年4月7日（水）～4月8日（木） **二日間あります。**

時間： 9：00 集合

場所： NIPPONおもてなし専門学校 前橋校・本館

3.入学式

入学式では、オリエンテーションで配布した制服を 全員着用して出席してください。私服、

スーツ、民族衣装など、制服以外での来場は認めません。ご注意ください。また、制服に

着替える場所はありません。自宅から制服を着て登校してください。

日時： 2021年4月9日（金） 詳細はガイダンスでお知らせします。

場所： 学校法人 NIPPON ACADEMY「講堂」（住所：前橋市紅雲町1-1-1）

※ 受付の際は「ID番号」を聞きます。ID番号は「入学許可書」に書いてあります

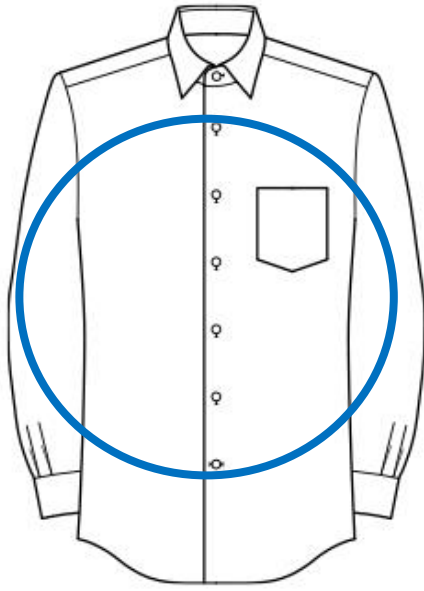
※ 自動車での来校は **禁止** です。

※ 注意 事項 ※

- ① 上記イベントの欠席、遅刻は認めません。
- ② 電車の遅れや事故など、どうしても遅刻する場合は必ず「9：00」までに学校に電話をしてください。
- ③ 上記イベントでの欠席は「自ら入学を辞退した」とみなします。
- ④ 受付の際は【ID番号】を確認するため【入学許可書】を忘れずにお持ちください。
- ⑤ 写真撮影用に【襟付きの白シャツ（文字・色・柄・飾り付きシャツは不可）】を持参下さい。
- ⑥ オリエンテーションでプレースメントテストをしますので、筆記用具を持ってくるください。
- ⑦ 制服のサイズ変更はできません。サイズ変更を希望する場合は 有料（5,000円） です。
- ⑧ オリエンテーションで自転車保険料 3970円 を徴収しますので、ご持参ください。

電話番号：027-210-6868

（電話でお話した先生の名前を必ずメモして、後日教えてください）



日本語	英語	ベトナム語
白一色	White color	Toàn bộ màu trắng
襟付き	With collar	Áo có cổ
飾り無し	No Decorated	Áo không có hình



日本語	英語	ベトナム語
色つき	Colorful	Áo có màu



日本語	英語	ベトナム語
ストライプ	Stripe	Áo có kẻ sọc



日本語	英語	ベトナム語
襟なし	Without collar	Không có cổ áo



日本語	英語	ベトナム語
飾り付き	Decorated	Áo có trang trí

※ シャツが無い人は購入してください。これから2年間、何回も着ることになります。

※ Students who do not have white shirt should buy,because, it will be use for next 2 years.

※ Những học sinh không có áo sơ mi trắng nên mua mới vì nó sẽ được sử dụng trong 2 năm tới .

グンマでは
自転車保険に入れっ！
ヘルメットも忘れるな！



令和3年4月1日 施行

お前はグンマの
まだ

交通安全条例 を知らない

なっ…！
グンマは
ここまでするのか…。

一体…グンマで
何が起きているんだ…。

(詳しくは裏面を…)



群馬県交通安全条例の改正概要

改正点1

自転車保険の加入 義務化

? なぜ義務化されたんだ…。

自転車事故による高額賠償事例が増えています。
事故はちょっとした不注意で起きる可能性があります。
誰でも気軽に利用できる自転車だからこそ、万が一の事故に備える必要があるからです。



自転車事故の
高額賠償事例

9,521万円

(平成25年7月・神戸地裁)

? 何が変わったんだ…。

- ①自転車利用者
自転車保険の加入が「努力義務」から「義務」に変わりました。
自転車を利用するときは自転車保険に加入しなければなりません。
未成年者が利用する場合は、保護者が加入しなければなりません。
- ②事業者
業務として自転車を利用する場合にも自転車保険の加入が義務になります。
- ③自転車貸付業者
自転車を貸し付ける場合にも自転車保険の加入が義務になります。

安心を手に入れろ!
そんなに高くない!!
(月々約コーヒー1杯分～)



群馬県 自転車保険

検索



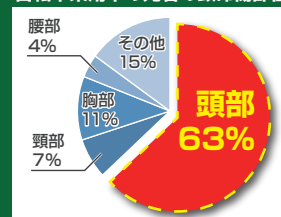
改正点2

自転車用ヘルメットの着用 努力義務化

? なぜ努力義務化されたんだ…。

自転車事故の致命傷は6割以上が頭部損傷によるものです。
ヘルメットをかぶることが命を守ることにつながるからです。

自転車乗用中の死者の致命傷部位



致命傷の
60%以上
は頭部

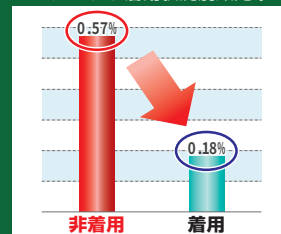
※「致死率」: 死傷者数
に占める死者数の割合

(出典: 警察庁)

? 何が変わったんだ…。

これまで条例ではヘルメット着用に関する規定はありませんでしたが、改正により、自転車利用者はヘルメットを着用するよう努めなければならないことになりました。

ヘルメット着用状況別致死率



着用により
致死率は
1/3以下に

(出典: 警察庁)

なるほど…。
そういうことだったのか…。
それなら仕方ないな…。

【条例改正に関する問合せ先】
群馬県 県土整備部 道路管理課
交通安全対策室 027-226-2388

詳しくは群馬県の
ホームページを御覧ください。

群馬県 交通安全条例改正

検索

